

令和 7 年 12 月

お客さま各位

枚方信用金庫

健康保険証の本人確認書類としての取扱いについて

平素は、枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年12月2日の犯罪収益移転防止法の施行規則改正により、健康保険証が本人確認書類として利用することができなくなりました。経過措置として、1年間にご利用いただけましたが、令和7年12月1日をもちまして経過措置が終了しました。

つきましては、今後の各種お手続きに際しての健康保険証のお取り扱いは下記の通りとなります。

記

1. 取扱内容

健康保険証は、全てのお手続きで本人確認書類として、ご利用いただけません。

2. 取扱終了日

令和 7 年 12 月 1 日(月)

3. その他

新たに発行された各種健康保険の「資格確認書」については、本人確認書類としてご利用いただくことができます。ただし、種類の異なる他の本人確認書類を追加でご提示いただく必要があります。

ご不明な点がございましたら、営業店窓口へお問い合わせください。

以上